

教育実習中の学生が実習校への通勤中に起こした事故への対応について

(平成 28 年 3 月 22 日教授会確認)

教育実習中における学生指導は、原則的には当該実習校の指導下にある。また、教育実習中の学生が実習校への通勤途中に起こした事故については、学生個人に行為の責任が生じるという理解であり、大学側は、指導によって本人の責任ある対応を促すという立場である。しかし教育実習は授業として行っているのであり、大学も関係者の一員であることは言うまでもない。そこで、教育実習生が当該校への行き帰りに起こした事故（交通事故等）については、次のように対応するものとする。

(原則) 法令の遵守と被害者保護

対応の具体的な手順

- ① 交通事故等については、被害者保護を優先し、緊急に対応する(救急車の要請や警察への通報等)。実習生本人、及び連絡を受けた関係者が対応を行う。大学も関係者の一員である。
- ② 実習生は、関係者(大学教員・大学事務・実習校)への事故の報告を行う。
- ③ 事故について責任がある場合は、謝罪等、被害者側に対して誠意ある対応を迅速に行う。
- ④ 交通事故については、道路交通法に事故の報告義務があるので、原則的には警察に届けるものであり、学生にはそのように指導する。被害の程度によっては、必ずしも届け出る必要はない場合もあるが、被害者が病院に行く、というような場合には警察に届けるのが義務である。
- ⑤ 事後のフォローを行う。教育実習終了後にあつての被害者の被害状況のフォローを大学側も行うとともに、学生にもフォローさせるよう指導する。